

訪問看護ステーション すいれん

介護予防重要事項説明書

1. 事業所の概要

名称・法人種別	すいれん株式会社
代表者名	青木 由香
所在地・連絡先	(住所) 滋賀県東近江市妙法寺町 794 (電話) 0748-22-5520

2. サービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーション すいれん	
所在地	滋賀県東近江市妙法寺町 794	
電話・FAX	0748-22-5520 0748-22-5523	
居宅サービス事業の指定	介護予防訪問看護	
	指定事業所番号	2560590065
管理者	寺下 由香	
通常サービス実施地域	東近江市	
営業日	月曜日～金曜日	
定休日	土曜日、日曜日、8/14～8/15、12/29～1/3	
営業時間	9時00分 ～ 17時00分	

3. 事業所の職員体制

管理者（看護師） 1名

職員（保健師 看護師 准看護師） 2.5人以上

4. サービスの内容

在宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示を受けて当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問いたします。

指示に従い、必要な清潔の援助や処置等、在宅療養の援助・指導を行います。

5. 業務取り扱い方針

- (1) 利用者様の心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と、訪問看護師が作成する「訪問看護計画」に従い、家庭において自立した生活を送れるよう訪問看護を提供します。
- (2) 訪問看護の提供に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (3) 毎月、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、これを主治医に提出し、主治医の指示を受けることとします。

6. 利用料

(1) 介護保険対象のサービス

サービスを利用した場合のお支払いいただく利用者負担金は、介護報酬告示上の額の利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額です。ただし、支給限度額を超えた場合、超えた分のみ全額利用者負担となります。

別紙参照

(2) 医療保険での訪問看護を提供した場合

・介護保険対象外の方や特定疾患の場合、又は病状が増悪した2週間の期間は、医療保険の対象になります。

・利用料は、各種健康保険に基づき負担割に応じた利用料を徴収します。

・訪問看護に要した交通費が、300円実費で必要となります。

・利用者のご希望により時間を越える訪問看護は、90分を越えると30分毎に下記金額が実費で必要となります。

時間内（9時～17時）：1350円

時間外（17時～22時）：1600円（22時～9時）：2000円

・利用者のご希望により営業日外の訪問看護は、1回に2000円実費で必要となります。

(3) その他

・事業所の実施地域（東近江市）を越えた地点から、一律交通費300円が必要になります。

・介護保険給付対象外サービスとして、ご遺体のお世話等で死後の処置料16200円（税込）があります。但し、営業日外及び営業時間外については19440円（税込）となります。

(4) 利用料等のお支払い方法

前月分の請求書を発行致しますので、当月末までにお支払い下さい。

*支払い確認後領収書を発行します。

7. プライバシー（個人情報）の保護

当事業所がサービス提供をする上で知り得たご利用者様やご家族様に関する情報については、サービス担当者会議などのご利用者へのサービス提供のために使用し、必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。

8. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止の指針を整備しています。

(3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者：管理者 寺下 由香

(5) サービス利用中に、当該事業者職員または擁護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する介護予防指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. サービスの終了

(1) ご利用者のご都合によりサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の2週間前に文書でお申し出ください。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

下記の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・ ご利用者様が自立又は要支援者になった場合
- ・ ご利用者様が死亡された場合

11. 事故発生時の対応

サービス提供中、容体に変化があった場合又は事故が発生した場合は、主治医、救急隊、家族、市町村などへ速やかに連絡を行うなど必要な措置を行います。

12. 第三者評価の実施

当ステーションは、第三者評価は実施していません。

13. 苦情相談窓口

ご相談や苦情等ありましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

ご利用時間 9:00 ~17:00

電話 0748-22-5520 FAX 0748-22-5523

担当者 青木 繁明

事業所以外では、下記の窓口があります。

- ・東近江市 長寿福祉課 電話 0748-24-5678
- ・滋賀県国民保険団体連合会 電話 077-510-6605
大津市中央町4丁目5-9